



# 排水設備工事

## ●排水工事とは

汲み取り便所を水洗トイレに改造して下水道につなぐ場合

浄化槽を廃止して下水道につなぐ場合

**屋内** ▶ くみ取り用の便器(簡易の水洗便器も含みます。)から水洗便器への改造や給水工事です。防寒設備の不十分な住宅や電気・給水設備の有無によって工事の内容が変わってきます。

**屋内** ▶ 浄化槽をもっている場合は、すでに水洗トイレになっていますので、原則として屋内工事の必要はありません。

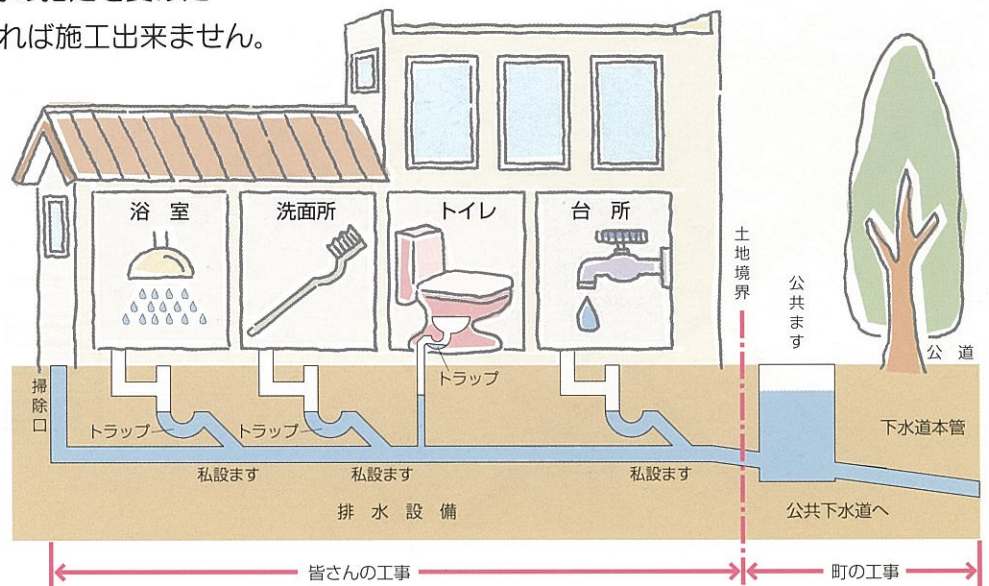
**屋外** ▶ 水洗トイレや台所、お風呂から出る汚水を下水道の「公共汚水ます」につなぐ「排水管」や「接続ます」などです。便所は全部壊さず埋めてしまう方法が一般的です。

**屋外** ▶ 浄化槽を廃止して、台所、お風呂などの汚水とともに下水道の「公共汚水ます」につなぐ「排水管」や「接続ます」などの工事で終わります。浄化槽も取り除く必要がなく、埋めてしまう方法が一般的です。

## ●排水設備の工事は指定工事店で

下水道を使用することが出来るようになった処理区域内では、3年以内に下水道を使用していただくこととなりますが、この排水設備等の工事は、町の指定を受けた『指定工事店』でなければ施工出来ません。

一定の品質を確保し、責任もてる指定工事店(別紙)の内から皆さんが自由に選択していただくこととなります。





## ● 工事の手順

